

行政文書非公開決定通知書

29 観名整第 108 号
平成 30 年 1 月 11 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城木造天守復元におけるバリアフリーに関する検討チーム」議論の内容がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書は、請求時点において作成しておらず、不存在であるため非公開とします。
備考	※今回非公開とした『「名古屋城木造天守復元におけるバリアフリーに関する検討チーム」議論の内容がわかるもの』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

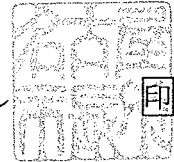
行政文書公開決定通知書

29 観名整第 107 号
平成 30 年 1 月 11 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議【第1回】の配付資料		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成 30 年 1 月 11 日	午前 3 時 30 分 <u>午後</u>
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	検討会議の構成メンバーについては、配付資料の資料 1 に記載されております。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議
【第1回】

平成29年12月28日(木)
堀場副市長応接室

議題

- 1 議長あいさつ
- 2 庁内プロジェクトチーム検討体制（案）について・・・資料1
- 3 バリアフリーに関する考え方について・・・・・・・・・・資料2
- 4 その他

名古屋城木造復元天守のバリアフリーに関する 庁内プロジェクトチーム検討体制（案）

名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議

【構成】

堀場副市長（議長）、廣澤副市長（副議長）
市民経済局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、
緑政土木局長、教育長、交通局長、観光文化交流局長

【検討事項】

- ・各局の役割分担及び検討の進め方に関する事
- ・木造復元天守におけるバリアフリーの考え方に関する事
- ・木造復元天守におけるバリアフリーの整備に関する事
- ・その他必要と認める事



ワーキングチーム

【構成】

関係局の課長級、
観光文化交流局名古屋城総合事務所長、
観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室担当主幹

【協議事項】

- ・検討会議における指示事項
- ・木造復元天守におけるバリアフリーに関する調査・情報収集
- ・その他必要と認める事

名古屋城木造復元天守におけるバリアフリーに関する考え方 (12月25日経済水道委員会所管事務調査提出資料)

バリアフリーに関する考え方

(1) 課題

- ・ 外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーとの乖離をどのように解決するかを検討が必要
- ・ 移動の円滑化だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点からの検討が必要

(2) 対策

- ・ 手摺やスロープなどの付加機能の設置の他、昇降を円滑にするための手段の検討、介助スタッフの配置といった、ハード、ソフト両面からの対応を行うことにより克服する
- ・ 誰もが楽しめる観覧環境を整えるため、適切な説明板、案内板、多言語対応のパンフレットや音声ガイドの設置、案内スタッフの配置など、来場者の円滑な観覧を促すような対策を実施する

バリアフリーに関する意見聴取状況

- ・ 障害者団体、高齢者団体、福祉関係学識者、技術開発関係者等に意見聴取を行っている

バリアフリーに関する今後の検討

(1) 庁内プロジェクトチーム

- ・ 副市長を座長とした関係局長級で構成する庁内プロジェクトチームを発足させ、関係課長級で構成するワーキングチームにて検討を行う
- ・ 関係局は観光文化交流局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会等とする
- ・ 木造復元天守におけるバリアフリーの考え方と整備に関することを検討事項とする

(2) スケジュール (案)

年月	内容
平成 29 年 12 月	・ 庁内プロジェクトチーム発足 ・ 障害者団体等意見聴取
平成 30 年 1 月	・ 庁内プロジェクトチーム検討会 ・ 障害者団体等意見聴取
〃 2 月	・ 庁内プロジェクトチーム検討会 ・ 天守閣部会中間報告
〃 3 月	・ 庁内プロジェクトチーム方針決定 ・ 天守閣部会報告